

保育が必要な状況を証明する書類(原則として父母の書類)

保護者の状況	提出書類	記入上の注意事項
会社などに勤務している場合 (会社員・パート・アルバイト・臨時社員などの方)	☐ 就労証明書 (勤務先の事業主による証明が必要です)	※月48時間以上の就労が証明されない場合は、求職扱いとなります。 ※産休明け・育休明けの利用申し込みの場合は、職場復帰日の記入が必要です。
自営業の場合	☐ 就労証明書	※可能であれば、地域の民生委員の証明を受けてください。
内職の場合	☐ 就労証明書 (内職業者からの証明が必要です)	
求職活動を継続的に行っている(起業準備を含む)	☐ ハローワークの登録証 (求職中であることが分かる証明が必要です。)	※求職中で入所した場合は、利用後90日以内に必ず月48時間以上、就労していただく必要があります。
妊娠・出産の場合	☐ 母子健康手帳の写し または、出産予定日の分かる書類	※母子健康手帳に出産(分娩)予定日を記入してください。
保護者が疾病・障がいの場合	☐ 意見書もしくは診断書	※様式については、医療機関で発行される文書もしくは、福祉保健課にある様式を使用してください。
同居の親族の介護・看護をする場合	☐ 意見書 (要介護者・要看護者のもの)	
災害復旧に当たっている場合	☐ 被災証明書 ☐ 申立書	
大学、職業訓練校、専門学校などに通学している場合	☐ 在学(在籍)証明書の原本 (受講期間が明記されたもの) ☐ 受講状況がわかるカリキュラム表の写し ☐ 合格通知(これから就学される方)	趣味の講座、カルチャースクールなどは認められません。
虐待・DV	☐ 公的機関が発行する証明書	福祉保健課 子育て支援係・児童相談所等へご相談いただいた後の申込みになります。